

(参考) 道路に面する地域における騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注)

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
5. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

道路に面する地域における幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注)

1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第一号に定める自動車専用道路。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル